

令和2年4月8日

令和2年度
教養教育授業担当教員 各位

教養教育院長
齊藤隆仁

令和2年度前期における教養教育科目の授業実施方法について（依頼）

平素は、教養教育に関し、種々ご協力を賜りお礼申し上げます。

令和2年度前期における教養教育科目の授業実施について、新型コロナウイルス感染予防のための方針とお願いについて、下記のとおりお知らせします。各先生におかれましては、ご不便をおかけしますが、ご理解の上ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、下記については、日本国内及び徳島県内等における感染の状況により、変更が生じる場合がありますので、予めご了承くださいるようお願いいたします。

記

1. 前期授業の開始時期と学年暦について

新型コロナウイルス感染症の国内での感染拡大を受け、学年暦（別紙1）のとおりとします。授業回数の確保のため、4月29日（水・祝）及び8月10日（月・祝）を授業日としています。

さらなる感染拡大を受け、令和2年4月3日開催の徳島大学危機対策本部会議において、授業開始時期は令和2年4月15日（水）からとすること、令和2年5月8日（金）までの間はオンライン授業に限定して実施することが決定されました。

初回からオンライン授業を実施する場合は、4月15日（水）から授業が始まり、7月29日（水）から8月11日（火）までが試験期間・総括授業となります。

初回の授業を対面で行う場合は、5月11日（月）から開始し、それまでの間は休講措置となります。休講となった回については、次の方法により、総授業回数15回相当分の学修時間の確保をお願いします。

- ① 8月17日（月）から9月4日（金）までの補講期間に、補講や定期試験、総括授業を実施します。補講期間には学部等で集中講義などと重なる可能性があります。実施に当たっては学生と相談の上、問題がない範囲で実施をお願いします。
- ② 8月11日（火）以前に補講を実施します。受講生全員の都合がつけば、対面での補講授業は可能です。学生の都合がつかない場合は、休講回数に相当する学修を遠隔授業（「4. 遠隔授業の活用について」を参照）で提供することも可能です。

教養教育院では、対面で行う授業、遠隔等で行う授業を明らかにするため、令和2年度前期における授業実施方法等について調査を行います。

以下 URL より、令和2年4月10日（金）までに教養教育科目の全担当授業についてご回答ください。学生への周知に必要ですので、必ずご回答をお願いします。

なお、期日までに回答がない場合、対面授業として登録させていただきます。Microsoft Teams と回答した授業については、教養教育院から情報センターに利用申請を行います。

【令和2年度前期 徳島大学教養教育科目 授業実施方法調査票】

https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=pMNxhjhF9keHFxah1rDKmD6A0eBQ0vdEvtjtpSy0_G5UNzhKS1RBSE1NUEZGSEw10EtHMOVQNU50NS4u



2. 履修定員及び講義室について

①換気の悪い密閉空間，②多くの人が手の届く距離に集まる，③近距離での会話や大声での発声の「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため，教養教育科目の履修定員を以下のとおりとします。

- (1) 各授業の履修定員は，対面授業においては着席の間隔を確保するため，講義室の収容定員ではなく，隣に密接しないよう試験実施時の定員（収容定員の2/3程度）とします。すべてを遠隔で実施する授業の場合，履修定員は従来通り講義室の収容定員にして，定期試験を教室で実施する場合は，2室で分散できるように配慮します。
- (2) 受講者数が試験定員数を上回る時は，講義室を変更し対応します。
- (3) 語学系授業，演習及び実験・実技を伴う実習も同様とします。
- (4) ウェルネス総合演習，語学系授業に関する方針は別途お知らせします。

3. 対面授業の実施について

対面で授業を行う場合は，以下を遵守の上，授業を行ってください。

- (1) 講義中は，できる限りマスク（手作りも可）を着用してください。
- (2) グループワーク等，学生が近距離で会話を交わす授業は，できる限り避けてください。学生間の距離を十分とってください。
- (3) 授業時間中は，講義室等の定期的な換気を行うとともに，できる限り学生が密集して座らないように配慮してください。
- (4) 受講学生に対して，建物及び講義室へ入室する前には，手洗いの徹底やアレルギーに注意の上，アルコール消毒等で手指を消毒するようご周知ください。
- (5) 学生が新型コロナウイルス感染症の体調確認や感染で欠席する場合には，各所属学部を通じて，教育支援課教養教育係に連絡が入ります。欠席理由がやむを得ない場合は，教養教育係から各担当教員に欠席の情報をお知らせしますので，当該学生の単位取得に配慮し，補講等の代替措置を取っていただくようお願いいたします。代替措置のための補講を実施する場合は，必ず教養教育係に連絡をお願いいたします。

対面の授業は5月11日（月）から開始し，補講期間を含めて9月4日までに16回を確保していますが，国内の感染状況等により再度変更し，16回の確保が困難となる可能性があります。可能な範囲で，遠隔授業の実施，あるいはオンライン授業期間中に配信教材の作成などのご検討をお願いします。

4. 遠隔授業の活用について

4.1 遠隔授業の事例

3月24日付文部科学省高等教育局長通知（元文科高第1259号）「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（別紙8）にて「補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価を通じて弾力的に対処すること」が通知され，4月1日付事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について」（別紙9）にて授業期間の弾力化が示されています。遠隔授業（オンライン授業）として以下の事例を紹介します。

- テレビ会議システム等を利用したライブ（同期型）授業

Microsoft Teams, Zoom（別紙2）などのテレビ会議システムで講義をリアルタイム配信し，学生は教室以外の場所においてPCや携帯電話からインターネット

に接続し受講します。テレビ会議システムによって、教員と学生が質疑応答や意見交換を行います。

令和2年4月6日（月）に、遠隔講義ツール説明会が本学で開催されました。参加されていない方については、後日視聴をご案内する予定です。（学内視聴限定）

● 教材を配信する授業

資料（pdf, Word, PowerPoint などのファイル）や動画等のコンテンツを教材として e-learning システムにおき、学生は教室以外の場所において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は設定された期限内に受講します。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、e-learning システム等を通じて行います。

徳島大学では全授業に対する e-Learning システムとして manaba が使用できます。

上記の事例を参考に4月15日からのオンライン授業、または8月11日までの期間の補講としての遠隔授業をご検討ください。

4.2 環境が十分でない学生への配慮の依頼

自宅等におけるインターネットやWi-Fi環境が十分でない学生や、国内での供給不足の影響でPCの入手が遅れている学生に対して、以下の配慮をお願いいたします。

- ①遠隔授業をライブで行う場合は、原則同じ曜日講時で行うこととします。授業内容を録画し、後日配信する等のご検討をお願いします。
- ②出席確認については、期間を長くとるなどの配慮をお願いいたします。

4.3 著作権法

現行著作権法では、「対面授業で使用した資料や講義映像を遠隔合同授業で他の会場に送信する」ことは認められています。しかし、学生が教室には集合しておらず、教員がMicrosoft Teams, Zoom, YouTube Live 等を用いた著作物を聴講者の学生に向けて送信すること、サーバー上に著作物を含むコンテンツを置くことには許諾が必要ですのでご注意ください。

なお新型コロナウイルス感染症対策で、インターネットを通じた授業でも、著作権者の許可なく自由に著作物を利用できるようにするため、文化庁が新制度の運用を4月内に始める方針が報道されています。

4.4 学生への連絡

初回からオンライン授業を行う場合、学生への連絡手段にはいくつかの方法があります。1つ手段のみだと学生への連絡が十分に伝わらない可能性がありますので、複数の手段を併用して学生への連絡をして下さい。

①教務システムの「授業情報」

「授業情報」>該当する授業の「連絡（休講等）」>「講義連絡」>「新規」により、メッセージを記載することが可能です。

②教務システムの「休講登録」

「授業情報」>該当する授業の「連絡（休講等）」>該当する授業日時の「休講登録」により、対面授業は休講であり、補講として遠隔授業であることを伝えることが可能です。ここに書き込むと、4号館1階の電子掲示板にも掲載されます。

③教務システムの「メッセージ」

「メッセージ」>「作成」>「リストから対象を選ぶ」>「授業科目から選択」>「選択」により連絡することが可能です。

①～③はいずれも教務システム内のメッセージです。学生が教務システムにログインす

る（学びのファーストステップ p. 24）、または教務システム・学生用サイトにアクセスする（同 p. 26）ことで閲覧できます。

④manabaの「コースニュース」

受講登録により、学生はmanaba上に授業が表示されます。コースニュースに記入することで連絡が可能です。最初からこのページを見る学生は少ないと思われるので、この手段のみの連絡は避けてください。

4.5 遠隔授業の実施の申請

遠隔授業の方法により修得する単位数については、大学設置基準において、卒業の要件として習得すべき単位のうち、60単位を上限とすることが決められており、「メディア授業科目」としての申請が必要です。ただし、授業の一部を遠隔授業で実施する場合、（本学においては授業時間の2分の1以内（別紙3-1徳島大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する申合せ参照））はメディア授業科目としてみなさず、上記の単位上限にも含まれません。

遠隔授業の実施を予定している先生方におかれましては、以下のいずれかで令和2年4月13日（月）までに申請をお願いします。

①授業回数の2分の1以上を遠隔で行う場合

別紙3-2の別記様式「メディア授業科目」申請書を教養教育係へご提出ください。

②授業回数の2分の1以内の範囲で遠隔で行う場合（概ね6～7回以内）

別紙4「教養教育科目における遠隔授業等実施申請書」を教養教育係へご提出ください。

③上記①、②の別に関わらず、毎月の授業実施後に、別紙5「教養教育遠隔授業等実施報告書」を教養教育係へご提出ください。

5. 履修登録期間中の対応について

教養教育科目では、第2週目までを履修登録期間としています。4月14日（火）10時の履修登録申請の締切後に、抽選を行います。抽選結果は17時に教務システムで学生に通知されます。ここまでは例年通りですが、以下からは変更となります。

従来、履修定員に達していない授業については、初回および2回目の授業で受講票（マークカード）により受講を受け付け、定員を上回る授業についてはマークカードで抽選をしていました。対面の授業の開始が5月11日に変更されたため、次のように変更します。

①オンライン授業および対面授業に関わらず、履修定員に達していない授業については、4月15日（水）及び16日（木）に教育支援課教養教育係において学生から受講票（マークカード）を受け付けます。定員を上回る授業については、4月17日（金）に教育支援課教養教育係で抽選を行います。この抽選において、授業担当教員の立ち合いは必要ありません。

②また、4月22日（水）及び23日（木）にも同様に受け付け、4月24日（金）に抽選を行います。

③対面授業については、①②に加え、5月11日（月）から5月15日（金）を最終の履修登録変更期間とし、特別措置として履修登録期間を長く設定します。

新入生は初めての履修登録である上、履修登録後でないとスムーズに遠隔授業を受講できないことも考えられますので、そのような学生に対しても、後日視聴できるようにご配慮をお願いいたします。

6. 出欠の確認について

既にお知らせしているとおり、今年度から高等教育の修学支援新制度における授業料等減免及び給付型奨学金支給の要件の一つとして、「授業の出席率」が求められることとなり、令和2年1月15日開催の大学教育委員会及び令和2年1月20日開催の学生委員会において、本学における全ての授業の出欠を適切に管理し、把握することが決定されました。

遠隔で授業を実施する場合においても、課題等を提出させる等の対応により毎回の出欠の確認は必ず行ってください。そして、教務システムから毎回の出欠状況をご入力いただくようお願いします。教務システムへの入力難しい場合は、全授業終了後、授業実施回数及び受講生毎の出席回数が分かる記録を紙ベースもしくはデータで教育支援課教養教育係までご提出ください。出欠状況の記録・提出にあたり、出席簿（紙ベース、エクセル様式）が必要な場合はお申し出ください。

7. 授業概要（シラバス）について

学年暦の変更や遠隔授業への移行等により、受講計画や評価方法等について、シラバスの内容が変更になる場合は、初回の授業に学生へシラバスをご提示いただくとともに、教育支援課教養教育係にも変更されたシラバスの提出をお願いします。

遠隔授業への変更や、感染予防対策のため授業計画に大きな変更が生じ、受講する学生の学部への連絡が必要、もしくは協議が必要だと判断される場合は、早急に教育支援課教養教育係までご連絡ください。教養教育院を通じて学部へ照会いたします。

8. 前期授業の録画についてお願い

前期授業は、履修定員を出来る限り少なく設定し実施することとしており、学生によっては、計画どおりの履修ができないことが想定されます。

教養教育院では、既存の知プラ e 授業への履修促進や、前期の履修状況を見て、後期授業において新しく授業を開講する等を検討しています。また、前期授業を録画し、後期は e ラーニング授業として開講することも想定しており、ご協力いただける授業を募集しますので、ご協力いただける先生は教育支援課教養教育係までお知らせください。

9. その他

非常勤の先生方は、別紙6「令和2年度前期授業の開始時期等の見直しについて(通知)」をご一読ください。

学生に対しては、別紙7「令和2年4月7日付令和2年度の授業開始にあたって」をホームページに掲載するとともに、教務システムから配信していますので、併せてご確認をお願いします。

また、教養教育授業実施におけるQ&Aをまとめ、ホームページ等に掲載する予定です。準備が整い次第お知らせしますので、参考にしてください。

(添付資料)

- ・ 学年暦（別紙1）
- ・ 遠隔授業ツール比較機能一覧（徳島大学向け）（別紙2）
- ・ 徳島大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する申合せ（別紙3-1）
- ・ 「メディア授業科目」申請書（別紙3-2）
- ・ 「教養教育科目における遠隔授業等実施申請書」（別紙4）
- ・ 「教養教育遠隔授業等実施報告書」（別紙5）
- ・ 令和2年4月7日付徳島大学危機対策本部長通知文書「令和2年度前期授業の開始時

期等の見直しについて（通知）」非常勤講師用）（別紙6）

- ・令和2年4月7日付令和2年度の授業開始にあたって（学生・保護者向け）（別紙7）
- ・令和2年3月24日付け文部科学省高等教育局長通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（別紙8）
- ・4月1日付事務連絡「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A等の送付について」（別紙9）

【本件担当】

学務部教育支援課教養教育係

担当：阿部

TEL：088-656-7308（内線82-7308）

FAX：088-656-7292

E-Mail：kykyotuk@tokushima-u.ac.jp

（参考）別紙9の一部抜粋

問1 3月24日付け通知（別紙8）における「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」との解釈は、新型コロナウイルス感染症対策に係る学事日程の取扱いに係るものに限定されるものか。

- 大学設置基準第23条において、各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことが原則とされております。
- 今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応等の影響により、年度当初から授業を開始できない場合等、授業期間を上記の原則のとおり設定することが困難である場合が想定されるため、令和2年3月24日付け元文科高第1259号「令和2年度における大学等の授業の開始等について」（以下「3月24日付け通知」という。）により、上記原則の例外として、10週又は15週以外の授業期間についても許容されることを示しました。
- なお、同条ただし書において、上記原則については、「教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。」とされているところです。その趣旨は、本来、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進する観点から、同一科目の週複数回講義の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施など、授業のあり方の多様化を促進することにより、今回の新型コロナウイルスに対する対応等の影響により、本来10週又は15週の期間を単位として実施することを予定していた授業科目の期間を弾力化することを想定した規定ではないものの、今回の対応を機に、授業科目の見直し等を図ることにより、教育上の必要性や、十分な教育効果が認められるものについては、同条ただし書の規定に基づき、10週又は15週以外の授業期間を設定することも可能であるものと考えております。（以下略）

問2 「10週又は15週の期間について弾力的に取り扱って差し支えない」とあるが、例えば、本来15コマの授業を13コマにし2コマ分の授業時間数を削ることを許容する趣旨か。

- 大学設置基準第23条の規定は、あくまで週数を規定したものであり、授業の回数（コマ数）を規定しているものではありません。
- 今回の授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な学修時間を変更するものではない

ことから、質問のケースについては、例えば、2コマ分に相当する授業時間を本来予定していた面接授業により行わない場合については、休日や祝日における補講授業の実施や、遠隔授業の実施、又は授業中に課すものに相当する課題研究等に代替すること等により、大学設置基準第21条等で定める必要な学修時間を確保していただく必要があります。

問6 遠隔授業の実施方法として、教科書や教材による学修を一定時間自宅において行わせたいと、メールや掲示板等を用いて質疑応答等を行うことは許容されるか。

- 法令上、遠隔授業の一部において、教科書や教材による学修を自宅において行わせることが禁止されるものではございませんが、面接授業に相当する教育効果を有するものである必要があることから、授業外の予習・復習に相当するような単に教科書を読ませるといった形態は想定しておらず、授業担当教員による事前のガイダンス等において、当該授業の目的やねらい、教科書を読むに当たっての留意点や、必要な視点・観点などを示すなどにより、授業中に課すものに相当する学修である必要があります。
- また、大学通信教育設置基準第3条第1項においては、印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（印刷教材等による授業）、大学設置基準第25条第1項の方法による授業（面接授業）、及び同条第2項の方法によるメディアを利用して行う授業（遠隔授業）が、別の方法として区別されていることを踏まえると、単に印刷教材等の送付により授業が完結することは想定しておらず、毎回の授業の実施に併せて質疑応答等による指導を行う必要があります。

問7 「面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」について、例えば、15回の授業中、14回分を遠隔授業により実施し、面接授業は1回しか行っていない場合についても、各大学等の判断において、主として面接授業により実施したものと扱ってよいか。

- 3月24日付け通知においては、面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合であっても、遠隔授業によって修得できる単位数の上限の算定に含める必要がない場合について、「授業全体の実施方法として、主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有することを各大学等の判断において認められるもの」としております。
- このため、質問のケースが、「主として面接授業を実施するものであり、面接授業により得られる教育効果を有する」といえるかについては、各大学等において判断し、各学生等に対して説明することが求められますが、15回の授業中1回しか面接授業を実施していない場合は、外形的には「主として面接授業を実施」したものと説明することは困難であると考えております。
- 一方、新型コロナウイルス感染症に対する対応の影響により、こうしたケースが積み重なることで、60単位の上限に達してしまう事態が生じることも想定されることから、今後、文部科学省において、各大学等における遠隔授業に係る実施状況や各大学等からの要望等も踏まえつつ、必要がある場合には、今回の新型コロナウイルス感染症対策としての遠隔授業に係る単位数の上限の見直しについて所要の検討を行うことも視野に入れてまいります。

問12 学生又は教職員の感染が判明したことにより大学等が臨時休業になった場合も、遠隔授業により授業を実施してよいか。

- 3月24日付け通知においては、「当初の予定通りに授業等を開始することが困難で

ある場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる学修機会の確保に留意すること。」としております。

- このため、臨時休業の実施の判断に当たっては、遠隔授業の活用を検討していただき、その結果、自宅における遠隔授業の実施が可能である場合には、そもそも、当該授業科目に係る大学の活動については、臨時休業の必要性はないものと判断できる可能性があります。当該授業の具体的な実施形態（一部の学生に対しては、教室における面接授業を行う等）によっては、更に大学内における感染が拡大する可能性もあることから、当該授業も含む臨時休業の実施に係る具体的な判断に当たっては、3月24日付け通知における以下の記載も参照の上、都道府県等の衛生主管部局と相談していただくようお願いいたします。